

# EU、包装および包装廃棄物に関する 新たな法律(包装廃棄物規則-PPWR)を発行

- 欧州連合(EU)は、循環型経済への移行の一環で、包装および包装廃棄物に関する新しい規則を発表しました。新規則は2025年2月11日に発行、2026年8月12日より適用となります。



- 2025年1月22日、EUは包装および包装廃棄物に関する規則(EU)2025/40(包装および包装廃棄物規則(Packaging and Packaging Waste Regulation-PPWR))を発表しました。本規則は2026年8月12日より適用となります。Directive 94/62/ECは、2026年8月12日から廃止(一部の例外を除く)、Decision 97/129/ECは、2028年8月12日に廃止となります。
- PPWRは、包装のライフサイクル全体をカバーする規則を定めています。それは、包装および包装廃棄物が環境と人間の健康に及ぼす悪影響を防止し最小限に抑えながら、国内措置を調和させることにより、域内市場の効率的な機能に貢献します。
- さらにPPWRには、廃棄物削減対策と目標、および電子商取引のパッケージを含む過剰な包装の削減、リサイクル性の向上、リサイクル含有量の増加、パーフルオロアルキル物質およびポリフルオロアルキル化合物(PFAS)などの有害および有害物質の段階的廃止、および再利用の促進に関する規定が含まれています。
- 主だった条項、事項は下記の通りです。特に第5条は今後証明要求が高まる為ご注意ください。

条項	特記事項
第1条 「主題」	環境の持続可能性とラベリング、拡大生産者責任、包装廃棄物の防止に関する包装のライフサイクル全体の要件を確立
第2条 「範囲」	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ すべての包装および包装廃棄物に適用</li> <li>➤ 有害廃棄物の管理に関する指令2008/98/EC(廃棄物碎組み指令(WFD)、2024年2月迄の統合版および包装に関する連邦の法的要件に基づく規定に適用</li> </ul>
第3条 「定義」	用語とその定義の一覧を提供。これには以下が含まれるが、これらに限定されない <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 一次生産包装:一次生産からの未加工製品の包装品目(規則(EC)No 178/2002)</li> <li>➤ 販売用パッケージ(一次包装)</li> <li>➤ グループ化されたパッケージ(2次パッケージ)</li> <li>➤ 輸送用梱包材(三次包装)</li> <li>➤ 電子商取引用梱包材:オンライン販売またはその他の遠隔販売手段を通じてエンドユーザーに販売された商品を配送するために使用される輸送用梱包材</li> </ul>
第5条 「包装中物質要件」	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 鉛、カドミウム、水銀、クロム(VI)の合計<math>\leq 100</math> mg/kg(ただし、規則(EC)No.1907/2006(REACHの附属書XVII)の附属書XVII、または食品接触材料(FCM)および規則(EC)No 1935/2004の物品に関する特定の措置に該当する化学物質の制限を損なうことなく、他のEU法で禁止されていない限り、2026年8月12日以降、食品接触包装材料へのPFASの使用を制限(次頁を参照)</li> <li>➤ 上記の2つの点への準拠を実証するために、技術文書(付属書XVII)が必要</li> <li>➤ 欧州委員会(EC)に対し、包装中の懸念物質(SoC)の存在を監視し、2026年12月31日までに調査結果を報告し、これらの化学物質に対する新たな制限を含む適切なフォローアップ措置検討の権限を与える</li> </ul>

お気軽にお問い合わせください：

SGS ジャパン株式会社

コネクティビティ&プロダクツ

メール：JPSLHL@sgs.com

**SGS**

When you need to be sure

# EU、包装および包装廃棄物に関する 新たな法律(包装廃棄物規則-PPWR)を発行

条項	特記事項
第6条 「リサイクル可能な包装」	<ul style="list-style-type: none"><li>➢ すべての包装および包装廃棄物に適用</li><li>➢ 有害廃棄物の管理に関する指令2008/98/EC(廃棄物枠組み指令(WFD)、2024年2月迄の統合版および包装に関する連邦の法的要件に基づく規定に適用</li></ul>
第7条 「プラスチック包装におけるリサイクル含有量の最小化」	<p>4つのカテゴリーのプラスチック包装について、使用済みプラスチック廃棄物から回収されるリサイクル素材の定義された量の目標日を設定</p> <ul style="list-style-type: none"><li>➢ ポリエチレンテレフタレート(PET)接触感応型包装<sup>1</sup>(使い捨てプラスチック(SUP)飲料ボトルを除く)</li><li>➢ PET非接触性包装<sup>1</sup>(SUP飲料ボトルを除く)</li><li>➢ SUP飲料ボトル</li><li>➢ 上記以外のプラスチック包装 (食品接触と化粧品包装を含む)</li></ul>
第9条 「堆肥化可能な包装」	<ul style="list-style-type: none"><li>➢ (第6条(1))に基づきリサイクル可能な包装要件の免除として、特定の包装 (※) は、堆肥化の基準、または加盟国が要求する場合は家庭用堆肥化の基準を満たさなければならない。これらの基準は、準備または更新する必要がある (※) ①透過性のお茶、コーヒー、その他の飲料バッグ、または他の飲料を含み、製品と一緒に廃棄されることを意図したソフトアフターコースシステムのシングルサブユニット②果物や野菜の粘着ラベル</li></ul>
第10条 「包装の最小化」	<ul style="list-style-type: none"><li>➢ ECが欧州の標準化機関に対し、2027年2月12日までに包装材の最小化に関する基準を作成または更新するよう要請する権限を与える</li><li>➢ 2030年1月1日までに、その機能を確保するために、パッケージの重量と体積を必要最小限に減らす必要有</li></ul>
第11条 「再利用可能な包装」	<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 2025年2月11日以降に市場に出されたパッケージは、定義された一連の条件を満たしている場合、再利用可能と見なす必要有</li><li>➢ 2027年2月12日までに委任法を採択し、再利用可能な包装の回転の最小数を確立するようECに指示</li></ul>
第12条 「包装の表示」	<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 2028年8月12日、または採択された施行法のEIFの日から24か月後、消費者の選別を容易にするために、材料組成に関する情報を含む調和ラベルをパッケージにマークすることを義務付け</li><li>➢ SoCを含むパッケージは、標準化されたオープンなデジタルマーキング技術を使用してマーキングする必要有</li><li>• 2026年8月12日までに、ECは材料組成を特定するための方法論を確立するための規則を採択する必要有</li><li>• 2030年1月1日までに、ECはSoCを特定するための方法論を確立するためのルールを採択する必要有</li><li>➢ 消費者や他のエンドユーザーを誤解させたり混乱させたりする可能性のあるラベルの側面を明確にするためのガイドラインを採用するようECに指示</li></ul>
食品接触包装材料 向けPFAS 要求-2026 年8月12日 より	<ul style="list-style-type: none"><li>➢ ターゲット分析で25 ppbの個々のPFASを試験 (定量からポリマー-PFASを除外)</li><li>➢ 個々のPFASの合計が250 ppb(前駆体の事前の分解が可能な場合)</li><li>➢ 50 ppm PFAS(ポリマー-PFASを含む) (総フッ素が50 mg/kgを超える場合、技術文書を作成するためには、PFASまたは非PFASとして測定されたフッ素含有量の量の証明が必要(付属書VII))</li></ul>

- SGSジャパンでは海外試験場と連携し、第5条に係る試験サービスを実施しております。また個別企業・団体様向けPPWRに関する説明会、アドバイザリーも承っております。
- 欧州における包材向けコンプライアンス遵守をサポート、ご不明点等何時でもご相談下さい。

お気軽にお問い合わせください：

SGS ジャパン株式会社

コネクティビティ&プロダクツ

メール：JPSLHL@sgs.com

SGS

When you need to be sure